

高知県新事業創出支援事業費補助金審査要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県新事業創出支援事業費補助金交付要綱第6条第1項（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、当該補助事業の審査（以下「審査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査方法)

第2条 審査は、交付要綱第5条に掲げる申請内容について、次の各号に掲げる方法で別記1に定める基準により行うものとする。

(1) 新事業チャレンジ支援

書面審査

(2) 実証等支援

審査委員会による審査

(3) 製品開発支援

審査委員会による審査

(審査委員会)

第3条 審査委員会においては、記載内容の確認等のため、申請事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答を行うものとする。

2 審査結果は、委員長及び委員が前項で審議した案件について、案件ごとに審議し、委員長が審査委員会の総意として取りまとめる。

3 審査委員会の委員長は、審査委員会終了後、速やかに審査の結果を別記2により知事に提出するものとする。

(雑則)

第4条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定めるものとする。

附則

この要領は、令和7年4月25日から施行するものとする。

附則

この要領は、令和8年4月14日から施行するものとする。

高知県新事業創出支援事業費補助金審査基準

【新事業チャレンジ支援】

審査項目	審査の視点
1. 背景・目的	今回の取組に至った背景や必要性、市場や社会の動向等の現状認識、事業の内容・目的は明確になっているか。
2. 新規性	自社の既存の事業とは異なる新たな事業展開（新製品・新サービスの開発、新市場・新分野への進出等）であり、想定する市場の状況（顧客や競合等）を踏まえたものとなっているか。
3. 事業効果	想定する新事業は、自社の付加価値向上につながるものとなっているか。
4. 事業内容の妥当性	取組方法やスケジュール、事業完了までの経費・資金計画が適切か。
5. 波及効果	事業化した際に、本県における産業振興や若者の定着、所得の向上等への波及効果が見込まれるか。
6. 事業化の見通し	補助事業終了後、事業化する場合のスケジュール及び体制は想定できているか。

【実証等支援】

審査項目	審査の視点	配点
1. 背景・目的	今回の取組に至った背景や必要性、市場や社会の動向等の現状認識、事業の内容・目的は明確になっているか。	15
2. 新規性	自社の既存の製品・サービスとは異なる新製品・新サービスの開発を目指すものであり、想定する市場の状況（顧客や競合等）を踏まえたものとなっているか。	15
3. 到達目標	開発する製品・サービスに関する解決すべき課題等が明確になっており、到達目標が明確に設定されているか。取組内容が当該課題の解決に資するものとなっているか。	20
4. 波及効果	事業化した際に、本県における産業振興や若者の定着、所得の向上等への波及効果が見込まれるか。	20
5. 実現可能性	目標に到達するための取組方法やスケジュール、事業完了までの経費・資金計画が適切か。	20
6. 事業化の見通し	補助事業終了後の事業化に向けたスケジュール及び体制は適切か。	10
	合計	100

※審査の結果、審査委員の平均点が 60 点以上のものを採択基準とする。

※ただし、以下に該当する場合は採択基準を満たさないものとする。

- ・ 評定の合計点について、最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計の平均点が 60 点未満の場合
- ・ 各審査項目の評定について、最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計の平均点が 5 割未満となる項目がある場合

【製品開発支援】

審査項目	審査の視点	配点
1. 背景・目的	今回の取組に至った背景や、技術的課題等に対する現状認識、事業の内容・目的は明確になっているか。	10
2. 市場性	開発する製品・サービス等の市場性（顧客ニーズ、競合製品やサービスに対する優位性等）の調査、分析ができており、適切に捉えているか。	15
3. 新規性	開発する製品・サービス等が、革新的な技術を活用したもので対象とする市場や事業分野において、既存の製品・サービスを上回る価値を提供することができるものであるか。	15
4. 開発目標	開発する製品・サービス等の仕様、到達目標が明確に設定されているか。技術的課題等が明確になっており、取組内容が課題解決に資するものとなっているか。	15
5. 波及効果	事業化することで、本県における産業振興や若者の定着、所得の向上等への波及効果が見込まれるか。	15
6. 販売計画	製品・サービスの販売方針等（想定される顧客、販売体制、販売方法、販売予定価格及び売上見込）が明確に設定されており、適切な販売計画が立てられているか。	10
7. 事業経費 ・資金計画	事業経費が適切に見積もられているか、事業完了までの資金計画が適切か。	10
8. 事業化の見通し	補助事業終了後、1年以内の事業化に向けたスケジュール及び体制は適切か。	10
	合計	100

※審査の結果、審査委員の平均点が60点以上のものを採択基準とする。

※ただし、以下に該当する場合は採択基準を満たさないものとする。

- ・ 評定の合計点について、最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計の平均点が60点未満の場合
- ・ 各審査項目の評定について、最高点と最低点を付けた審査委員の点数を除いた残りの合計の平均点が5割未満となる項目がある場合